

永平寺町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和4年12月16日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第26号

永平寺町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

永平寺町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成18年永平寺町規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表校医の部学校歯科医の項中「70,000円」を「80,000円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の永平寺町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。